

本事業における環境保全対策について

1. 本事業の建設工事中に想定される健康被害リスクについて

(1) 建設工事の概要

- ・ 本事業では、地下14m、地上11m程度の水処理施設などを構築する想定のため、建設工事においては、大規模な掘削作業を伴う
- ・ 土木、建築、機械電気設備など様々な工事において、多くの建設機械が作業を行う

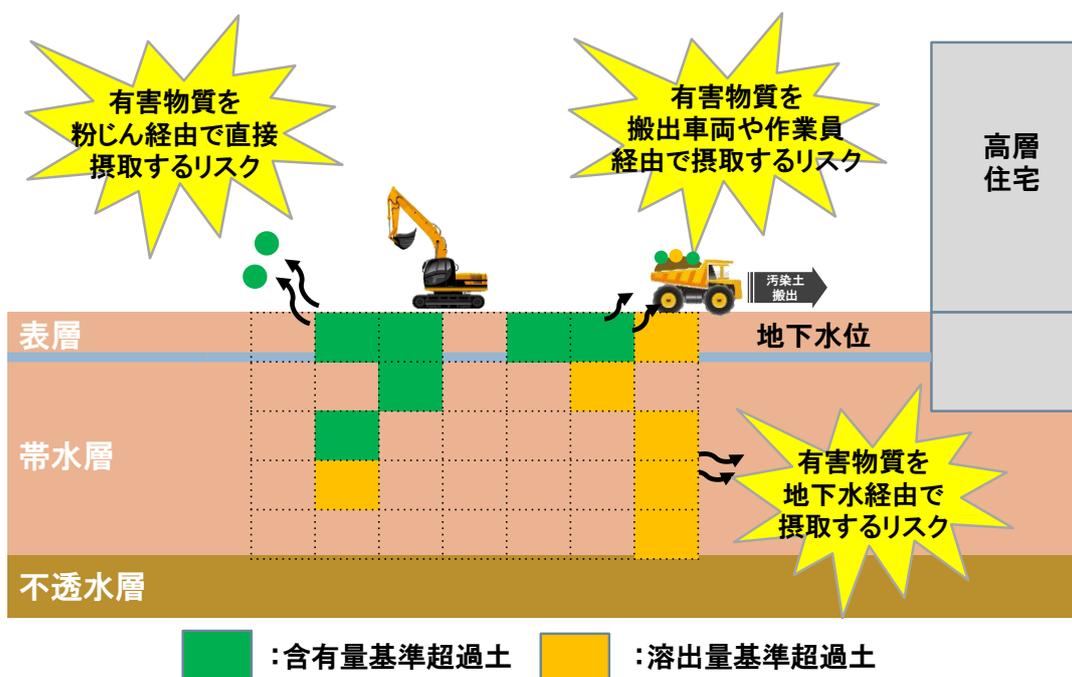
(2) 建設工事が周辺環境に与える影響（健康被害リスク）

① 主に掘削作業期間

- ・ 土砂の掘削に伴い、有害物質を含む粉じんが大気中に飛散する可能性がある
- ・ 土砂の掘削に伴い、地盤中に存在する揮発性有機化合物（揮発性ガス）が大気中に解放され、揮散する可能性がある
- ・ 土砂の掘削に伴い、地盤が乱され、地下水を介して有害物質が拡散する可能性がある
- ・ 事業用地外への汚染土壌搬出や作業員の出入りに伴い、有害物質が拡散する可能性がある

② 工事期間全般

- ・ 建設機械の稼働及び工事用車両の走行により、騒音・振動が生じる



2. 土壌汚染対策法に定める措置

- ・ 土壌汚染対策法で定める形質変更時要届出区域における土地の改変時に必要な措置は次のとおり

土壌汚染対策法（規則第53条土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

- (1) 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること
- (2) 基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること

3. 本事業の要求水準書で規定する環境保全対策

(1) 土壌汚染対策

- ・ 事業用地外への特定有害物質の地下水を經由した流出を防止するため、不透水層まで遮水矢板で囲い、遮水矢板内の地下水を揚水する
- ・ 含有量基準不適合土壌を含む区画において、汚染土の掘削時に粉じんの飛散を防止するため、仮設テント等で囲い、汚染土を先行撤去して、汚染土は処分地に搬出する。その後、先行撤去部の埋戻しは普通土で行う
- ・ 汚染土壌の搬出に際しては、運搬車両を介して有害物質が拡散することを防止するため、土砂をシートで覆う等による対応する（汚染土壌の運搬に関するガイドラインに則り対応）

(2) その他全般の対策

- ・ 工事期間中に飛散する総粉じん量や建設機械等から発生する騒音・振動などが、環境基準値等を超過しないよう計測管理する（環境モニタリング）

